

高萩 PR 隊運用ガイドライン（R6.4.1 改訂版）

高萩市では、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を活用した市の魅力発信を行うため、高萩 PR 隊を設置します。SNS を利用して行うハッシュタグ「#高萩 PR 隊」の付いた投稿（以下「本投稿」という。）の投稿などを下記のとおり定めています。投稿者は、以下をよく読み、同意の上で投稿してください。

1 趣旨

本市の移住・定住、関係人口の創出につながるよう、高萩 PR 隊の隊員自身が利用する SNS を活用し、本市公式 SNS や市ホームページなどにより収集した情報や本市の魅力を伝えられる観光スポット、本市ならではの風景、移住定住に耳よりな情報などの様々な情報を広く発信し、本市の認知度向上及びイメージアップを図ることを目的としています。

また、隊員が掲載した写真を本市公式ホームページや SNS で紹介するなどし、より多くの方に認知してもらえる機会の創出を図ります。

2 投稿方法

- (1) SNS をダウンロード（Instagram、Facebook、X（旧 Twitter）など）
- (2) 写真に撮影場所又はイベント名とハッシュタグ「#茨城県#高萩市#高萩 PR 隊」を付けて投稿

3 投稿条件

- (1) ハッシュタグを付ける写真は、市内で撮影されたものに限りします。
- (2) 投稿写真は、写真に写っている被写体本人の同意を得たものに限りします。
- (3) 投稿写真の向き（縦・横）は自由です。
- (4) ほかの媒体で未掲載の写真に限りします。
- (5) 投稿する際に、過度な編集を行わないようにしてください。

4 利用者のコメント投稿

- (1) 当アカウントで、当市への意見又は質問は取り扱わないものとし、責任は負わないものとします。

5 禁止事項

投稿に際し、以下の行為を禁止します。禁止内容の投稿を行った、又は禁止内容に該当する恐れがあると判断した場合は、投稿者本人への写真削除依頼のほか、高萩 PR 隊の登録解除等を行います。

- (1) 高萩公式 SNS の運用を妨害する行為
- (2) 公序良俗、一般常識に反する行為

- (3) 法令等に反する行為
- (4) 他の PR 隊員又は第三者を誹謗中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為
- (5) 本市の広報業務に協力する上でふさわしくない行為
- (6) 肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、商標権、その他知的財産権を侵害する行為
- (7) 営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為
- (8) 法令に違反する行為及び違反する行為をほう助、勧誘、強制、助長する行為
- (9) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容を投稿した場合
- (10) 人種、思想、信条等への差別又は差別を助長させる内容を投稿した場合
- (11) その他不適切と判断した内容を投稿した場合
- (12) その他上記に準ずる行為

6 注意事項

- (1) 写真の投稿に関する費用（撮影に掛かった経費、投稿の際の通信費など）は、投稿者本人の負担とします。
- (2) 投稿いただいた写真は選考の上、許可を得たのちに各種広報媒体にて紹介させていただきます。この場合、使用の対価が発生するものではありませんので、ご了承ください。なお、選考の過程及び選考基準等、使用写真の決定に関する問い合わせには一切回答しません。
- (3) 各種 SNS の規約及び本規約を遵守してください。その他、SNS 上での投稿内容やそれに関わるトラブルに関しては、高萩市では責任を負いません。
- (4) 写真の投稿に関して、肖像権等の第三者の権利侵害があった場合、高萩市は一切責任を負いません。
- (5) 公に撮影しても良い場所（立入禁止区域でない場所など）から撮影した写真を投稿してください。